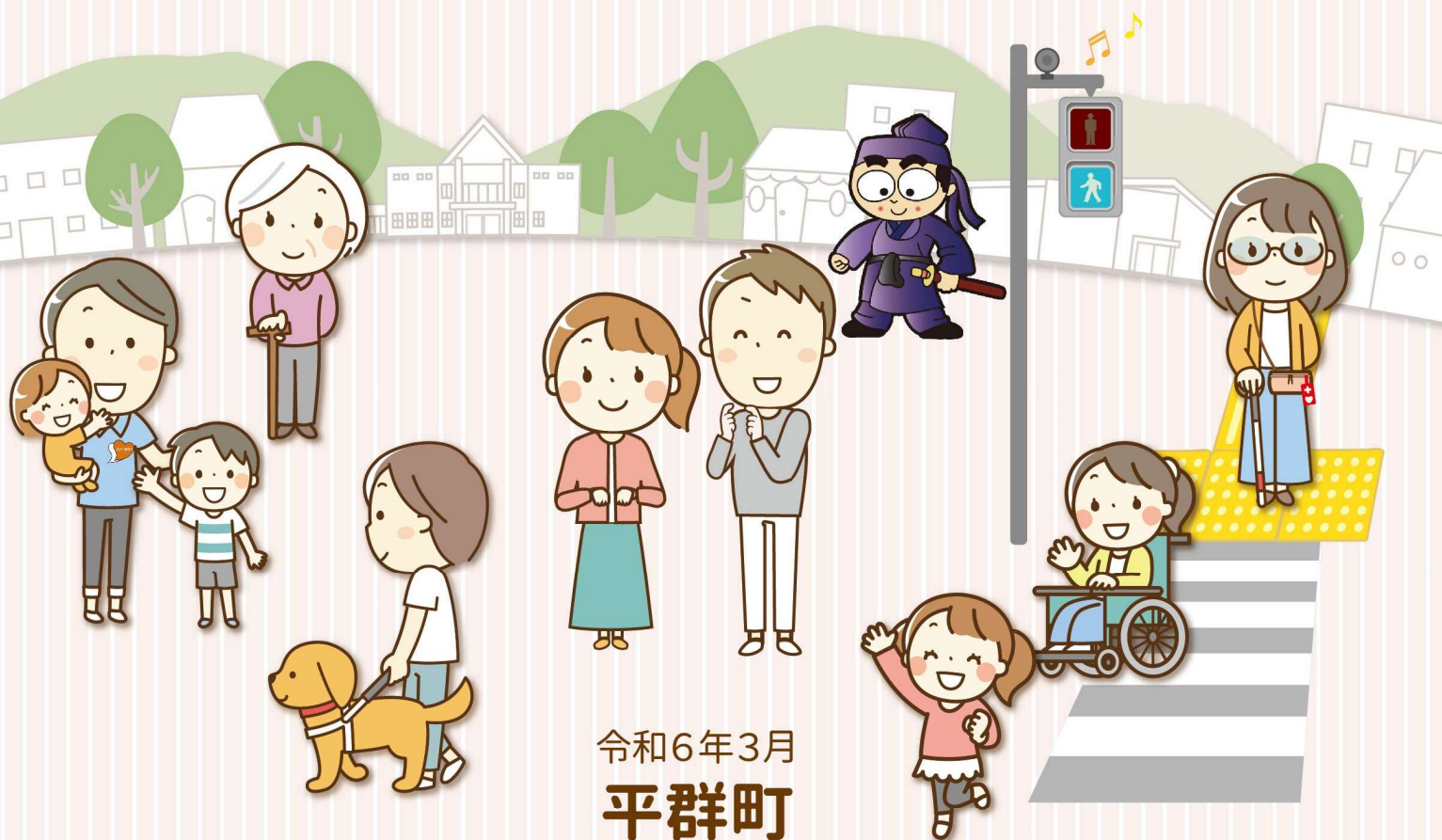


# 第5次平群町障がい者計画・ 第7期平群町障がい福祉計画・ 第3期平群町障がい児福祉計画



令和6年3月  
平群町

## ■ 計画策定の背景・趣旨

平群町では、平成29年度に策定した「第4次平群町障がい者計画」及び、令和2年度に策定した「第6期平群町障がい福祉計画・第2期平群町障がい児福祉計画」において、障がいのあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

両計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画」を策定します。

# 第5次平群町障がい者計画

## ■ 計画の体系図

理念	基本方針	基本施策	取組内容
地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり	Ⅰ 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる	人権尊重・権利擁護	①人権の尊重 ②権利擁護 <b>【重点】</b> ③障がいや障がい者への理解の促進 ④交流機会の拡充 ⑤虐待の早期発見や防止に向けた取組
		相談・情報提供	①相談支援 <b>【重点】</b> ②情報提供
		地域の支え合い	①支援者の養成、育成 ②地域福祉活動 ③ヤングケアラーを含む家族介護者への支援
		安全・安心対策	①防災、感染症対策 <b>【重点】</b> ②防犯 ③緊急時の対応
	Ⅱ いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる	バリアのない生活環境	①公共施設の整備 ②交通環境 ③情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援 ④女性の障がい者への支援 ⑤ユニバーサルデザインの推進 ⑥「心のバリアフリー」の推進
		保健・医療	①健康増進 ②医療的ケア児への支援の充実 ③専門職の配置 <b>【重点】</b>
		障がい福祉サービス	①障がい福祉サービス等の推進 ②外出支援 ③経済的負担の軽減
		社会参加のための支援	①関係機関との連携 ②就労の機会の拡充 ③地域活動や余暇への支援 ④文化芸術活動・スポーツ等の振興
		居住環境の支援	①住宅改修 ②居住環境の充実
	Ⅲ いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる	新生児～就学前	①早期発見と早期対応 ②療育 ③保育と就学教育 ④切れ目のない支援
		学齢期	①学校教育 ②休日・放課後対策 ③インクルーシブ教育 ④切れ目のない支援 ⑤特別支援学級、特別支援学校の充実
		青壮年期	①中途障がい者の予防と対策 ②経済的自立の支援 ③切れ目のない支援 ④就労移行支援、就労定着支援
		高齢期	①中途障がい者の予防と対策 ②重度化の予防と対策 ③切れ目のない支援 ④親亡き後の生活を地域全体で支える 地域生活支援拠点等の整備

## ■ 平群町の重点課題

平群町障がい者計画  
平群町障がい福祉計画  
平群町障がい児福祉計画

重点課題

### □ 権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。

成年後見制度の認知度は十分ではなく、今後も制度等について、当事者に対しても周知していく必要があります。そして、成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思を尊重し、その能力を生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

### □ 相談支援の充実

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。

身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

### □ 災害に弱い立場の人への支援の充実

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進及び広域、圏域における援護体制の強化を図っていくことが必要です。

避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体での取り組みが求められます。



### □ 専門的な支援の充実

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うことが求められています。周産期から乳幼児期、教育の場等において、一人ひとりの成長段階に応じた支援が必要です。

また、精神障がい者において、地域で暮らすために必要な支援として、障がい特性を理解している専門的な相談支援が求められており、専門性の高い支援を行う支援体制の確保が必要です。

## 基本方針1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

地域共生社会を実現するため、地域住民が障がい者との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障がい者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことも重要です。

障がいのある人もない人も、様々な交流機会を通じ、生きがいをともに作り、高め合いながら、また支え合いながら暮らせる地域づくりを進めます。

### ○ 権利擁護

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度の周知と利用支援	普及啓発と相談対応の充実を図ります。	福祉こども課
日常生活自立支援事業	本人の能力を引き出しながら、生活や権利を守る支援をします。	福祉こども課 (社協)

### ○ 相談支援

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	西和7町障害者等支援協議会にて、生活支援拠点の面的体制整備を進めます。	福祉こども課
児童発達支援センターの整備	西和7町障害者等支援協議会にて、児童発達支援センターを利用できる体制の確保を進めます。	福祉こども課
相談支援体制の充実	施設入所や共同生活援助から一人暮らしへの移行や精神科病院からの退院等をする時の相談や生活支援として、自立生活援助事業を進めます。	福祉こども課
民生委員やボランティアによる相談支援	民生児童委員やボランティアによる相談支援を行います	福祉こども課 (社協)

### ○ 防災、感染症対策

取組項目	取組内容	担当課
防災知識の普及	「防災・減災」に関する啓発活動を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。	総務防災課
避難行動要援護者対策の充実	避難行動要支援者の一層の把握に努めるとともに、災害時における地域ぐるみの避難支援体制の確立に努めます。また、情報提供や情報共有による迅速な対応に努めます。	総務防災課
福祉避難所の確保	避難対象者に対応した福祉避難所の確保を進めます。また、避難先での具体的な支援方法や各支援者の役割分担を検討します。	総務防災課 福祉こども課
感染症対策	感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられるような状況下においても、様々な障がい福祉サービスが可能な限り継続できる様、支援に努めます。	福祉こども課

## 基本方針2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

障がい者が地域で暮らす上で、住まいの確保や生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範での支援が求められます。

複合化するニーズへの対応を強化するために、関係機関等を連携を図り、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できるよう、重層的・包括的に支援できる体制を進めます。

## ○ 専門職の配置

取組項目	取組内容	担当課
専門的な相談窓口の整備	精神障がい者や障がい児等に関する知識と経験を持つ専門職員を役場窓口配置し、社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	福祉こども課

## ○ 居住環境の充実

取組項目	取組内容	担当課
グループホームの確保	地域住民の障がいや障がい者への理解を深め、グループホーム設置に対する理解の熟成が図れるように努めます。	福祉こども課
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末の設置に向け、親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉こども課

## 基本方針3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージに応じて切れ目ない支援のできる仕組みづくりを関係機関で連携して推進します。

また、ライフステージごとに変化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。

## ○ 早期発見と早期対応（乳幼児健診の受診促進）

取組項目	取組内容	担当課
発達相談	発達障がい等が疑われるケースについては、臨床心理士による児童発達検査に繋がっています。障がいや発達に支援の必要がある乳幼児について適切な指導・療育教室へ繋げ、発達を促すため、相談の充実にも努めるとともに、こども園・幼稚園との連携等、相談後のフォロー体制の充実にも努めます。	健康保険課

## ○ インクルーシブ教育

取組項目	取組内容	担当課
インクルーシブ教育システムの構築	人間の多様性の尊重等の強化や、障がいのある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし自立し社会参加することを目的として、障がいのあるなしにかかわらずすべての子どもを包み込み、ともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	教育委員会

## ○ 就労移行支援、就労定着支援

取組項目	取組内容	担当課
就労移行支援、就労定着支援	就労移行について、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がい者の就業機会の確保に努めます。一般就労への移行後は、就労定着支援事業の利用促進を図り、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	福祉こども課

## ○ 親亡き後の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備 <再掲>	令和8年度末の設置に向け、親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉こども課

## 第7期障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

### ■ 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の指針に準じる	整備
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	国の指針に準じる	整備

### ■ 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備について協議する。	1か所以上
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	西和7町協議会における個別事例についての検討会議の実施。	体制の構築



## 第3期障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

### ■ 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	令和5年度（見込）	目標値
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本	未整備	整備
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	未整備	整備
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	設置	継続して設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	1名	1名を維持



※スマートフォン等で右の二次元コードを読み取っていただくか、「第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画」と検索いただくと、計画のページに簡単にアクセスすることができます。

第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画



第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・  
第3期平群町障がい児福祉計画 概要版

令和6年3月

発行：平群町

平群町役場 福祉子ども課

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話 0745-45-5872 ・ FAX 0745-45-0100